

調査の概要及び用語の解説

1 平成 27 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来 5 年ごとに実施しており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たります。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 27 年国勢調査は簡易調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年及び 22 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年及び 17 年及び 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査を実施しています。

平成 27 年国勢調査の特徴

我が国では、現在、世界に類を見ない急速な高齢化の進行、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、人口構造の急激な変化を受けて、国内の社会経済運営は困難の度合いを増しており、我が国が引き続き豊かな社会経済であり続けるために取り組む必要のある課題が山積している状況です。

平成 27 年国勢調査は、人口減少社会における全数調査として、国レベルでも地域レベルでも国内人口の構造変化の実態を様々な角度から描き出し、信頼性の高い統計を提供することが求められています。特に、今回の調査では、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、（1）インターネット等を活用した調査の実施、（2）高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化に対応した調査方法、（3）東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態把握、（4）調査結果の公表早期化等の見直しを図っています。

調査結果は、少子高齢化対策、防災計画、地域創生などの重要課題に対する施策に活用されるとともに、国民共有の財産として、国民が国や地域の状況や課題を理解し分析できるよう、広く一般の利用に供されます。

調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・ 国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 用語の解説

人口

- (1) 国勢調査で調査した人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です。（昭和 20 年の人口を掲載している場合は、同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口）
- (2) 日本国に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。
 - ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
 - イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- (3) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

《注意点》

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している」とみなして、その場所で調査しています。

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校若しくは第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- イ 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き 3 か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

<過去の人口の定義>

人口についての定義は、昭和 30 年以降の調査では上記のとおりですが、25 年以前の調査では以下のようにになっています。

○ 昭和 25 年

調査した人口は「常住人口」ですが、常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査しています。

なお、「現在人口」も調査し、集計しています。

○ 大正 9 年～昭和 22 年

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般的の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内（昭和 20 年及び 22 年は 2 日以内）に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和 20 年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者を除く。）を、22 年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外しています。

昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるといないと問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」を集計しています。

面積と人口密度

○ 統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年 10 月 1 日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成 22 年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成 26 年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成 27 年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域（平成 27 年調査では歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島）の面積を除いて算出しています。

○ 平成 12 年市町村（合併該当市区町村における 12 年 10 月 1 日当時の市区町村）の面積は、12 年調査の集計で用いた面積（平成 12 年全国都道府県市区町村別面積調及び統計局で推定した境界未定地域の面積）を用いています。このため、平成 12 年市町村別の面積を合計しても、現在（合併後）の市区町村面積とは一致しないことに留意が必要です。

- 人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \text{男性人口} / \text{女性人口} \times 100$$

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、平成27年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

<過去の年齢の定義>

昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しています。また、昭和15年及び22年の調査では、満年齢のほかに数え年の集計も行っています。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口} / \text{各歳別人口の合計} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人のがいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍

平成 27 年調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について以下のように区分しています。

- 12 区分一 「韓国」、「朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

<過去の世帯の定義>

昭和 55 年以前の調査では、世帯の定義は次のようにになっています。

○ 昭和 55 年

昭和 55 年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分しています。

区分	内容
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべての雇主の世帯に含めています。

準世帯
間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）
会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）
寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）
社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）
矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）
その他（世帯の単位：一人一人）

なお、昭和 60 年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55 年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<input type="radio"/> 住居と生計を共にしている人の集まり <input type="radio"/> 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	<input type="radio"/> 間借り・下宿などの単身者 <input type="radio"/> 会社などの独身寮の単身者	<input type="radio"/> 寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/> 病院・療養所の入院者 <input type="radio"/> 社会施設の入所者 <input type="radio"/> 自衛隊営舎内居住者 <input type="radio"/> 矯正施設の入所者 <input type="radio"/> その他

○ 昭和 35 年～50 年

昭和 35 年～50 年の調査における世帯の定義は、55 年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5 人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6 人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

《注意点》

昭和 40 年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができないことから、時系列比較ができません。

○ 昭和30年

昭和30年調査の世帯の定義は、35年～50年調査と次の点で異なっています。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人はすべて、雇主の普通世帯に含めています。
- (2) 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

○ 昭和25年

昭和25年調査の世帯の定義は、単独世帯の世帯主を「一人の準世帯」としていることのみ30年調査と異なっています。

なお、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章しています。

○ 大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年調査における普通世帯及び準世帯の定義は、いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿主の普通世帯に含めること、また、間借り自炊している単身者は間貸主とは別の普通世帯としていることを除いて昭和30年調査のものとほとんど同じです。

《注意点》

昭和22年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10月1日午前零時をはさんで旅行中の人には、旅館宿泊者の準世帯として把握しています。

世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

<参考>

平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分		備考
I	核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯	
	(2) 夫婦と子供から成る世帯	
	(3) 男親と子供から成る世帯	
	(4) 女親と子供から成る世帯	
II	核家族以外の世帯	[1]，[2] の分類は、平成 7 年調査から用いている
	(5) 夫婦と両親から成る世帯	
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例）世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例）世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯 (注)	
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例）世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 ¹⁾	
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例）世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例）配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯（注）	昭和 45 年及び 50 年調査は、(14) に含んでいる
	(14) 他に分類されない世帯 例）配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯（注）	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

(注) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和55年調査から利用できますが、55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年 及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年 及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）

居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容
総数（常住者）(a)	調査時に当該地域に常住している者 $(a) = (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i)$
現住所(b)	常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所(b)以外の日本国内の者
自市区町村内(c)	常住者のうち、5年前の常住地が同じ市町内の他の場所の者（広島市の場合は、同じ区内の他の場所の者）
自市内他区(d)	広島市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内で他の区の者
県内他市区町村(e)	常住者のうち、5年前の常住地が広島県内の他市町の者
他県(f)	常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
国外(g)	常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
5年前の常住市区町村 「不詳」(h)	常住者のうち、5年前の常住地が他の市町村（広島市の常住者は他の区）であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」(i)	常住者のうち、5年前の常住地が不明の者
総数 (5年前の常住者)(j)	5年前に当該地域に常住していた者 [表章地域] 都道府県 (j) = (b) + (c) + (d) + (e) + (m) 市町村 (j) = (b) + (c) + (d) + (l) + (m)
うち自市内他区(k)	広島市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内で、他の区の者
うち県内他市区町村(l)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が広島県内の他市町の者
うち他県(m)	5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者

転入(n)	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者 [表章地域] 都道府県 (n)=(f)+(g) 市町村 (n)=(e)+(f)+(g)
転出(o)	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者 [表章地域] 都道府県 (o)=(m) 市町村 (o)=(l)+(m)

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下の区分などで表章しています。

区分	内容
総数（夜間人口）(a) (常住地による人口)	調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もしていない(b)	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業(c)	常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※農林漁家の人が、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外の自市区町村で従業・通学(d)	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町の者（広島市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学(e)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（広島市の常住者は他の区）の者
自市内他区で従業・通学(f)	広島市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内で他の区の者
県内他市区町村で従業・通学(g)	常住者のうち、従業地・通学地が広島県内の他の市町の者
他県で従業・通学(h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村 「不詳・外国」(i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（広島市の常住者は他の区）であるが、市区町村名が不明の者または従業地が外国の者
従業地・通学地「不詳」(j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※調査期間中の労働力状態が不明の者も含む
総数（昼間人口） (従業地・通学地による 人口)(k)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例] A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口 [表章地域] 都道府県 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(g)+(i)+(j)+(n) 市町 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(i)+(j)+(m)+(n)
うち自市内他区に常住(l)	広島市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内で他の区の者
うち県内他市区町村に常住(m)	通勤・通学者のうち、常住地が広島県内の他の市町の者
うち他県に常住(n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者

流出人口(o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (o)=(h) 市町 (o)=(g)+(h)
流入人口(p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (p)=(n) 市町 (p)=(m)+(n)
昼夜間人口比率(q)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率=昼間人口/夜間人口×100) (q)=(k)÷(a)×100

《注意点》

- ア ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- イ 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動は考慮していません。
- ウ 従業地・通学地の集計では、昭和 55 年調査から平成 17 年調査まで年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22 年及び 27 年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

<人口集中地区を設定した経緯>

- ア 昭和 28 年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- イ 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- ウ 昭和 35 年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- エ 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

<内容についての問い合わせ先>

広島県総務局統計課（人口統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082) 513-2533 (ダイヤルイン)